

湖西市農業委員会議事録（9月）

招 集 年 月 日	令和 4 年 9 月 15 日（木）										
招 集 の 場 所	防災センター 2 階										
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会		9 月 15 日(木) 午後 2 時 00 分				議長		内山 吉朗		
	閉 会		9 月 15 日(木) 午後 2 時 26 分				議長		内山 吉朗		
出席並びに 欠 席 委 員 出席 12 名 (欠席 2 名) 凡例 ○ 出 席 ▲ 欠 席 ▲公 公務欠席	議席 番号	氏 名		出席等 の 別	議席 番号	氏 名		出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1	菅沼 純一		○	9	山本 敬博		○			
	2	内山 吉朗		○	10	山本 晴夫		○			
	3	鈴木 真聡		▲	11	石田 学		○			
	4	池田 雅美		○	12	柴田 克芳		○			
	5	疋田 晃久		○	13	太田 達男		▲			
	6	河邊 勝彦		○	14	外山 雅子		○			
	7	石田 浩章		○							
	8	高須 俊夫		○							
会 議 録 署 名 委 員	6 番		河 邊 勝 彦				11 番		石 田 学		
職務のため出席 した者の職氏名	局 長 副主任		工 藤 崇 裕 朝 倉 麻 貴				次 長		吉 田 善 行		
会議に付した事件	1 開 会 2 会長あいさつ 3 議 題 議案第 34 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 35 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 36 号 非農地証明願について 議案第 37 号 農用地利用集積計画の決定について 4 報告事項 報告第 22 号 農地法第 3 条届出受理について 報告第 23 号 農地法第 4 条届出受理について 報告第 24 号 農地法第 5 条届出受理について 5 その他 6 閉 会										
会 議 の 経 過	別 紙 の と お り										
備 考											

議 事 の 概 要

(令和4年9月 定例会)

開 会 午 後 2 時 00 分

局 長

みなさんこんにちは。

定刻になりましたので、ただ今から定例会を開会させていただきます。

なお、本日、議席番号3番の鈴木委員、13番の太田委員より欠席の連絡を受けております。出席委員数は、定数14人のところ12人出席でございます。出席者が過半数に達しておりますので、本会が成立することを御報告申し上げます。それでは、内山会長からごあいさつを含めまして、開会の宣言をお願いします。

会 長

みなさんこんにちは。お忙しい中、ご参集いただきありがとうございます。

それでは、ただいまから湖西市農業委員会9月定例会を開会いたします。

局 長

ありがとうございました。

ここからの進行につきましては、議長を内山会長にお願いいたします。

議長(会長)

それでは、議事に入る前に議事録署名人を私から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは議事録署名人は、議席番号6番の河邊勝彦委員と11番の石田学委員にお願いをいたします。それでは議事に入ります。

はじめに、「議案第34号農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事 務 局

説明の前に、議案書の修正があります。資料2ページをご覧ください。申請番号18番につきまして、摘要欄に作付けバナナの記載がありますが、申請者より記載内容の変更を受けましたので、作付けコーヒーに修正となります。

農地法第3条の規定による許可申請につきまして、申請件数は2件です。

申請番号18番について説明します。資料は議案書の2ページ、番号18番及び図面のNo.1です。申請地は、[]から北東に[]のところに位置する農地で、今回譲渡人との間で売買について合意したため、申請に及んだものです。譲受人は[]にお住まいの方で、35904 m²の農地を年間150日以上耕作しており常時従事が認められます。権利取得後は、コーヒーを栽培する旨の耕作管理計画書が提出されており、権利取得後の耕作地面積も下限面積以上であるため、許可相当と判断いたしました。石田浩章委員、補足説明をお願いします。

石田委員

9月2日に三浦推進委員と現地確認を行いました。申請地は天浜線の北側の畑で、西側と南側は田んぼで、北側は道路東側は水路と道路です。用地取得後は今あるハウスをそのまま利用して、珈琲を栽培する予定です。周辺農地との調和も取れているので特に問題ないと思いました。

事務局

申請番号19番について説明します。資料は議案書の2ページ、番号19番及び図面のNo.2です。19番の区分地上権者は、[]に本社のある法人で、太陽光発電設備を設置する者です。今回、営農型太陽光発電設備の申請にあたりパネル部分の区分地上権を設定するため、3条申請に及んだものです。申請地は、[]から北に[]に位置する農地です。審査をしたところ、区分地上権については農地法第3条第2項の例外規定としてのただし書に該当するものとして、許可相当と判断しました。5条申請につきましては、後ほど審議をしていただきますので、その時に併せて補足説明をしていただきます

以上で、農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議長(会長)

この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第34号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第 35 号農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

農地法第 5 条の規定による許可申請につきまして、申請件数は 5 件です。

申請番号 21 番について説明します。資料は議案書の 4 ページ、番号 21 番、図面の No. 3 です。この度、自己専用住宅を建設するための申請に及んだものです。申請地は、[] から北西へ [] のところに位置し、国道と宅地等で分断された小集団の農地であるため、第 2 種農地と判断いたしました。審査をしたところ、事業計画は、住宅 1 棟 61.42 m²を設置することとなっており、全体の敷地に対して建蔽率 22%以上で配置計画からみても転用面積は適当と思われます。雨水は既存道路の側溝へ排出し、汚水は浄化槽を経て既存道路の側溝へ排出させる計画であることから、周囲への影響は軽微であると判断いたしました。また申請地の選定に際し代替地の検討がされたこと、資金計画の見込みもあり転用の確実性も認められることから、許可相当と考えます。菅沼委員、補足説明をお願いします。

菅沼委員

先日伊藤推進委員と現地を見てまいりました。親父さんが持っている土地を息子さんが貰い受けて住宅を建てるということです。畑として利用価値のある面積でもないし、周りの状況を見ても、西側は [] が通っているんですけども、進入路はなくて、[] があるんですけども、そこから細い道を上がったところで、行き止まりのような地区です。ちょっと大きい車が通るのは難しいようなところで、現状膝丈ぐらいの草が生えているようなところで、それが改善されればいいかなという気がします。周りにも特段迷惑をかけるようなことはないと思いますので、許可してよろしいと思います。以上です。

事務局

申請番号 22 番について説明します。資料は議案書の 4 ページ、番号 22 番、図面の No. 4 です。この度、自己専用住宅を建設するための申請に及んだものです。申請地は [] から南西へ [] のところに位置する農地で、国道と宅地等で分断された小集団の農地であるため、第 2 種農地と判断いたしま

した。審査をしたところ、事業計画は、住宅 1 棟 98.41 m²を設置することとなっており、全体の敷地に対して建蔽率 22%以上で配置計画からみても転用面積は適当と思われます。雨水は既存道路の側溝へ排出し、汚水は浄化槽を経て既存道路の側溝へ排出させる計画であることから、周囲への影響は軽微であると判断いたしました。申請地の選定に際し代替地の検討がされたこと、資金計画の見込みもあり、転用の確実性も認められることから、許可相当と考えます。山本晴夫委員、補足説明をお願いします。

山本委員

9 月 3 日に尾崎推進委員と現地を見に行きまわりました。この土地は現状は農地というか木という感じで、西隣が親の住宅で、その隣に建てるということで、周りにも耕作しているようなところはありません。問題ないと思います。以上です。

事務局

申請番号 23 番について説明します。資料は議案書の 4 ページ、番号 23 番、図面は戻りまして No.2 です。賃借人は、3 条の申請番号 19 番と同じ法人です。この度、営農型太陽光発電設備を設置するための一時転用申請に及んだものです。申請地は、3 条申請で説明したとおり [] から北に [] のところに位置し、10ha 以上の一団の区域内にある農地であるため、第 1 種農地と判断いたしました。審査をしたところ、第 1 種農地の不許可の例外規定である一時転用であること、事業計画は 1 枚あたり 495w、2.41 m²の太陽光パネルを 248 枚設置して発電し、発電能力は 122.76 k w で、申請地 2851 m²のうち支柱部分 0.42 m²の転用で配置計画からみても転用面積は適当と思われます。下部の農地における営農計画は桝を 10a あたり 602 株作付する予定となっており単収見込みが適当であること、雨水は自然浸透させることから、周囲への影響は軽微であると判断しました。また、資金計画の見込みもあり転用の確実性も認められることから、許可相当と考えます。河邊委員、補足説明をお願いします。

河邊委員

9 月 4 日に藤下推進委員と現地確認しました。ここは既に 3 か月前の定例会で [] さんが桝を耕作するということで、所有するというので、通していただいている現場です。その時いずれ太陽光という話が出てくるという補足が事務局

からありましたが、今回は太陽光をやるということであがってきました。現場は前回同様、葎が生い茂って今回太陽光を設置する西側、道挟んで西側、更には南側も葎が生い茂っています。その東側には田んぼがあります。ここは耕作されていますけども、位置的に耕作されている位置的に影響はなかろうかと思います。以上です。

事務局

申請番号 24 番について説明します。資料は議案書の 5 ページ、番号 24 番、図面の No. 5 です。この度自己専用住宅を建設するための申請に及んだものです。申請地は[]から北東に[]のところに位置し、宅地と水路等で分断された小集団の農地であるため、第 2 種農地と判断いたしました。審査をしたところ、住宅 1 棟 135.80 m²を建設することとなっており、全体の敷地に対して建蔽率 22%以上で配置計画からみても転用面積は適当と思われます。雨水は既存道路の側溝へ排出し、汚水は浄化槽を経て既存道路の側溝へ排出させる計画であることから、周囲への影響は軽微であると判断いたしました。申請地の選定に際し代替地の検討がされたこと、資金計画の見込みもあり、転用の確実性も認められることから、許可相当と考えます。石田学委員、補足説明をお願いします。

石田委員

9 月 8 日に石田推進委員と現地確認を行いました。申請地は東側に道路、西側は雑種地、南側に水路・堤防、北側は宅地になっておりまして、この土地は 25 m²と小さく、現在は耕作されていない状況です。転用にあたりまして、周辺地域への影響はないと考えますので、問題ないと思います。以上です。

事務局

申請番号 25 番について説明します。資料は議案書の 5 ページ、番号 25 番、図面の No. 6 です。この度自己用住宅を建設するための申請に及んだものです。申請地は[]から北に[]のところに位置し、山林等で分断された小集団の農地であるため、第 2 種農地と判断しました。審査をしたところ、住宅 1 棟 68.91 m²を建築することとなっており、敷地面積に対して建蔽率 22%以上で配置計画からみても転用面積は適当と思われます。雨水は浸透井戸に放流し汚水については、合併浄化槽を経由し浸透井戸に放流する計画であることから周

困への影響は軽微であると判断いたしました。また申請地の選定に際し代替地の検討がされたこと、資金計画の見込みもあり転用の確実性も認められることから、許可相当と考えます。外山委員、補足説明をお願いします。

外山委員 9月7日に松井推進委員と現地を確認してきました。分家を建てるということで、本家の隣の土地を父親から譲り受けて、申請者である3男の家を建てるということです。申請地の西側は荒れた畑で耕作放棄地になっていまして、北側は一面竹藪になっていて、南側に道路が通っているような状況で、近隣に影響を及ぼすことはないと思われます。以上です。

議長(会長) この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第35号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第36号非農地証明願について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書の修正がございます。資料7ページをご覧ください。申請番号4番につきまして、申請者より取下げ願いが提出されましたので、今回の審議から取下げをさせていただきます。よって非農地証明願について審査事項はございません。

議長(会長) 議案第36号は取り下げということでありますので、よろしくお願いいたします。

続きまして「議案第37号用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書9ページをご覧ください。

公告予定が9月20日の利用集積計画について説明いたします。

利用権設定関係の内容は記載のとおりです。合計2筆、3409㎡であります。

次に、議案書の10ページをご覧ください。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が4筆あります。県の農業振興公社が7361㎡の農地を2名の農地所有者から借り受け、機構のルールに基づき、[REDACTED]に本社を置く[REDACTED]に分配を予定するものです。

以上で、利用集積計画についての説明を終わります。

議長(会長)

この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第37号につきましては、原案どおり承認することとします

続きまして報告事項に入ります。事務局から説明をお願いします

事務局

議案書12ページをご覧ください。

報告事項第22号について、農地法第3条の3第1項の規定による届出が3件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

続きまして、議案書14ページをご覧ください。

報告事項第23号について、農地法第4条第1項第8号の規定による届出が1件ありました。

内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

続きまして、議案書16、17ページをご覧ください。

報告事項第24号について、農地法第5条第1項第7号の規定による届出が4件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

報告は以上です。

議長（会長）

ただいま、事務局から報告事項の説明がありましたが何かご発言がありましたらお願いします。

（質疑なし）

特にご発言もございませんので、ただいまの報告事項はご承知おきください。

以上で本日の議案の審議及び報告事項は全て終了いたしました。

それでは、事務局から次回の開催日程を含め、その他連絡事項があればお願いします。

事務局

次回の定例会は、10月14日（金）午後2時からで、会場は防災センター2階となります。

（その他連絡事項）

他にみなさまから何かあればお願いいたします。なければ、以上をもちまして湖西市農業委員会9月定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会時間 午後2時26分

湖西市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により署名する。

湖 西 市 農 業 委 員 会

議 長 内 山 吉 朗

委 員 河 邊 勝 彦

委 員 石 田 学